

相続税の申告相談

相続税の申告にお悩みの方、初回の面接相談(3時間無料)を実施しております。ぜひ当税理士にお任せください。

なお、相続税の申告期限は、相続の開始を知った日から10か月以内と短いため、申告期限ギリギリになって申告手続きを行うことは、相続財産の種類によっては非常に困難となります。

あらかじめ余裕を持ったスケジュールを立てた申告の準備期間が必要となります。

相続税申告に関する料金表

○基本料金

遺産総額	基本料金
5,000万円未満	135,000 円 (税込 148,500 円)
5,000万円 以上 7,000万円 未満	250,000 円 (税込 275,000 円)
7,000万円 以上 1億円 未満	350,000 円 (税込 385,000 円)
1億円 以上 ~	別途見積